

函館の街をきれいにする市民運動協議会表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、函館の街をきれいにする市民運動に功績のあった個人および団体に対する表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、普通表彰、特別表彰および会長が別に定める表彰とする。

(普通表彰)

第3条 普通表彰の対象となる個人および団体は、次のとおりとする。

- (1) 個人の場合は、地域の清掃美化活動および資源回収活動等を率先して行い、環境美化とごみの減量に貢献し、かつ他の模範となる活動成果を挙げ功績のあった者で、その活動年数が7年以上であること。
- (2) 団体の場合は、清掃美化活動および資源回収活動等を行い、環境美化とごみの減量に貢献し、かつ市民運動の意識の啓発および推進に功績のあったもので、その活動年数が5年以上であること。

(特別表彰)

第4条 特別表彰の対象となる個人および団体は、次のとおりとする。

- (1) 個人の場合は、函館の街をきれいにする市民運動協議会（以下「協議会」という。）の役員であった者または事業の推進に顕著な功績があった者
- (2) 団体の場合は、協議会の事業の推進に顕著な功績があったもの

(感謝状の授与)

第5条 函館の街をきれいにする市民運動に賛助し、協議会の事業に著しく貢献した事業所、団体等に感謝状および記念品を授与することができる。

(候補者の推薦)

第6条 普通表彰の候補者は、毎年度所属団体が推薦するものとし、原則として1団体につき個人の候補者を1名および団体の候補者を1団体とする。

2 特別表彰の候補者は、協議会が推薦する。

3 過去に表彰を受けた個人および団体等は、原則として受賞後10年間は同一の表彰の区分での表彰は行わない。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、協議会の理事会において審査し、決定する。

(表彰の実施)

第8条 表彰は、函館の街をきれいにする市民運動協議会の定期総会において行う。ただし、会長が必要と認めたときは、そのつど表彰することができる。

2 表彰は、表彰状および記念品を授与することにより行う。

附 則

この規定は、平成18年6月20日から施行する。